

船舶事故調査報告書

令和5年8月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	令和4年3月16日 08時00分ごろ
発生場所	三重県津市 ^{かわげ} 河芸港南西方沖 河芸港南防波堤灯台から真方位213°900m付近 (概位 北緯34°46.3′ 東経136°32.7′)
事故の概要	漁船第一山佐丸 ^{やまさ} は、操業中、沈没した。
事故調査の経過	令和4年4月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第一山佐丸、1.7トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-52024（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関室船底外板に破損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、あおやぎの底引き網漁の目的で、船尾から錨を降ろし、その先に取り付けたロープ約10mに続くワイヤロープ約100mを前進して伸ばし、その後、船首両舷から貝桁2つをそれぞれ降ろし、主機を介して駆動する減速機でドラムを稼働させ、錨のワイヤロープ等を巻き取る力で約0.2ノットの対地速力で後進し、操業していた。</p> <p>本船は、ワイヤロープを約100m巻き取ったので、船長が貝桁を船首甲板に揚げていたところ、船体が船尾側に傾斜した。</p> <p>船長は、船尾に向かい、ドラムを停止させ、海面を確認すると錨が長さ約1mの丸太（以下「本件丸太」という。）を引っ掛け、船尾が海中に引き込まれており、船尾の機関室船底外板が本件丸太に当たって破損を生じ、機関室に海水が流入しているのを認め、主機を停止した。</p> <p>本船は、船首甲板が海面上にあるものの船尾が海中に着底した状態となり、船長は、船首甲板に避難した。</p> <p>本船の付近で操業をしていた僚船の船長は、本船の異変に気付き、僚船で本船に近づいたものの、僚船の喫水が深くて本船に近づくことができなかったので、河芸港に入港して別の僚船で、再び本船に接近し、船長を救助して河芸港に入港した。</p> <p>本船は、潮が満ちた後、僚船により、横抱きでえい航されて河芸港に入港し、後日、廃船処理された。</p>

	<p>船長は、ふだん、ドラムでワイヤロープを巻き取ってから貝桁を船首甲板に揚げたのち、機関室付近に移動してドラムを停止させており、本事故当時、貝桁を船首甲板に揚げるのに時間を要し、機関室付近に移動するのが遅れ、錨が本件丸太を引っ掛け、船体が船尾側に傾斜したことに気付くのが遅れるとともにドラムを停止する時機が遅れたと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、操業中、船長が、貝桁を船首甲板に揚げるのに時間を要してドラムを停止する時機が遅れたことから、錨が本件丸太を引っ掛けた状態で錨のロープが巻き取られて船尾が海中に引き込まれ、船尾の機関室船底外板が本件丸太に当たって破損し、機関室に海水が流入して沈没したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、操業中、船長が、貝桁を船首甲板に揚げるのに時間を要してドラムを停止する時機が遅れたため、錨が本件丸太を引っ掛けた状態で錨のロープが巻き取られて船尾が海中に引き込まれ、船尾の機関室船底外板が本件丸太に当たって破損し、機関室に海水が流入して沈没したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、錨を揚げる際、錨が丸太等を引っ掛けて船体が海中に引き込まれ、丸太等に接触して船底外板等を破損する可能性があるため、船体の状態を監視しながら錨を揚げること。